

堺市立五箇荘東小学校いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「**いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る**」
という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「**いじめを絶対に許さない**」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、**絶対に守り通す**。
- (3) いじめた子どもに対しては、**毅然とした対応と粘り強い指導**を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、**地域や関係機関との連携協力**に努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもが**いじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくり**に努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして**規範意識や集団の在り方等についての学習**を深める。
- (3) **学校生活での悩みの解消**を図るため、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) **教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意**を払う。
- (5) 常に危機感をもち、**いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実**を図る。
- (6) **子ども理解、発達課題等の障害**などに関する**教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、学校や外部の相談窓口（電話教育相談「こころホーン」、ソフィア教育相談、ふれあい教育相談、学校教育部生徒指導課 等）の周知徹底**を行う。
- (7) **地域や関係機関と定期的な情報交換**を行い、**日常的な連携**を深める（自治会定例会：月1回、学校協議会：学期1回）。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、**一人ひとりを大切にした授業づくり**等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、**運動・スポーツ読書**などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、**ストレスを発散させることの大切さ**について指導する。

3 早期発見に向けて

いじめは、おとなの目の届きにくいところで多く発生しており、学校は全力で実態把握に努める。

- (1) 子どもの**いじめを疑う**。（いじめチェックリスト）
- (2) 子どもの**声に耳を傾ける**。（アンケート調査、毎日ノートや日記、個別面談）
- (3) 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、**ネットいじめ防止プログラム**）

- (4) **保護者と情報を共有**する。（連絡帳、電話、家庭訪問、懇談会、PTAの会議）
- (5) **地域と日常的に連携**する。（地域行事への参加、**関係機関との情報共有**）

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、**詳細な事実確認**を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、**学校全体で組織的に対応**する。
- (3) 校長は**事実に基づき、子どもや保護者に説明責任**を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、**行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪**をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、**早期に警察等に相談して協力**を求める。
- (6) いじめが解消した後も、**保護者と継続的な連絡**を行う。
- (7) いじめられた子どもが**落ち着いて教育を受けられる環境の確保**に努める。

5 いじめアンケート調査の実施

6月、10月、1月の**計3回、いじめアンケートを実施**する。またいじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケートを実施し、早期に適切な対応を行う。アンケートは3年間厳重に保管し、事後指導に生かす。また毎月の職員会議で情報を全職員で共有する。

6 「いじめ・不登校・体罰等対策委員会」の設置及び校内研修の実施

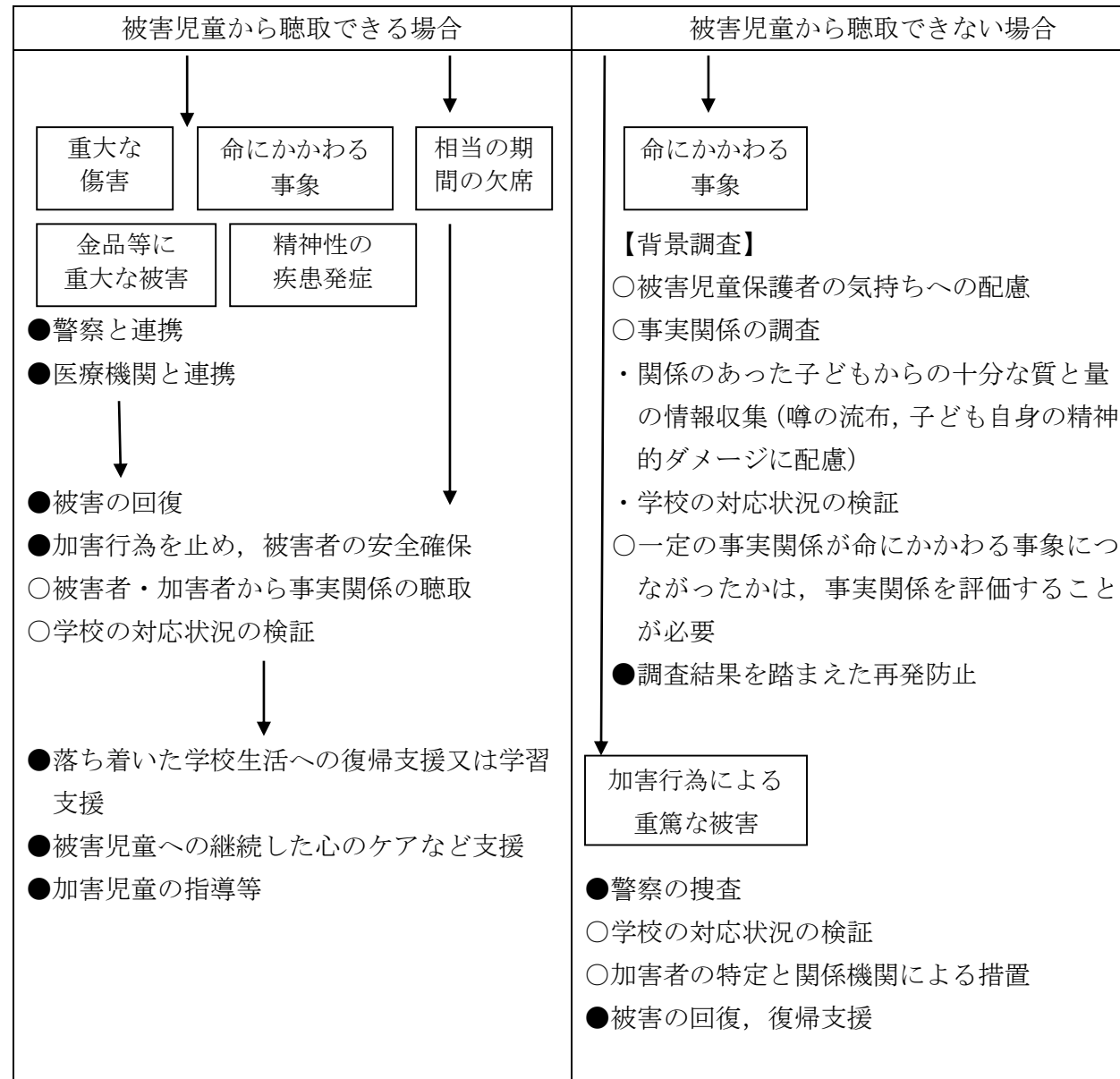
校長・教頭・主幹・教務主任・生徒指導主任・当該学年教諭・養護教諭を構成員とし、「いじめ・不登校・体罰等対策委員会」を設置する。本委員会及び職員会議において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

7 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「**いじめ・不登校・体罰等対策委員会**」で直ちに**情報を共有**する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) **いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級・転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供**したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、**心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応**する。また、いじめ問題への対応として、**校内研修を原則として夏期休業中に実施**する。

(5) 重大事態とその状況に応じた調査・対応

○調査の留意事項 ●調査以外の対応や状況の進捗



※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認等、徹底した調査に努め、調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

8 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、よりおとなの目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4年生を対象として、文部科学省のリーフレット「ちょっと待って、ケータイ&スマホ」等を資料に学級指導を行い、**ネット上のトラブルの未然防止**に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、**関係機関の取組についても周知**する。

さらに、**ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置**をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに北堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

9 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、**いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。**
- (2) **いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保**すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、**特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応**をすること。
- (4) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。**(観衆への対応)**

10 いじめ防止に関する年間指導計画

月	いじめ防止に関する 学校行事や取組	教科等 との連携	担当者等	連携する 外部専門家等 (市教委含む)	点検評価
4	家庭訪問 なかよし活動 (月1回, 3月まで) 支援学級との交流会 (各学年)	特別活動 道徳	各学級担任 なかよし 活動担当 支援学級担任		
5	校外学習① (各学年)	特別活動	各学年担任		
6	体育大会 (全学年) いじめアンケート① (全学年) スポーツテスト(4~6年)	体育 道徳 体育	体育主任 生徒指導主任 体育主任		各学年で結果分析・三 部会で共有, 職員会議 にて報告
7	個人懇談会① 非行防止教室 (6年)	特別活動	各学級担任 6年担任	北塚警察署, 少年サポ ートセンター	
8	いじめ防止に 関する研修会		生徒指導主任	市教委	
9	宿泊訓練 (5年) CAP プログラム (5年) 校外学習② (各学年) 修学旅行 (6年)	特別活動 特別活動 特別活動 特別活動	5年担任 5年担任 各学年担任 6年担任	淡輪海洋セ ンター えんばわめ んと塚	
10	いじめアンケート② (全学年) 連合運動会 (6年) 非行防止教室 (5年)	道徳 体育 特別活動	生徒指導主任 6年担任 5年担任	北塚警察署, 少年サポ ートセンター	各学年で結果分析・三 部会で共有, 職員会議 にて報告
11	にんげん学習交流会 (6年) 芸術鑑賞会 (全学年) ネットいじめ 防止プログラム (4年) 子どもまつり (全学年)	道徳 音楽 特別活動 特別活動	6年担任 芸術鑑賞会担当 4年担任 児童会担当	市教委等	
12	個人懇談会②		各学級担任		
1	いじめアンケート③ (全学年)				各学年で結果分析・三 部会で共有, 職員会議 にて報告
2	保育体験 (6年)	保健 道徳	6年担任, 養護教諭 生徒指導主任	ときわ保育 園	
3	誕生学 (6年) 卒業式 (5, 6年)	保健 特別活動	6年担任 全職員	助産師	